

お手元の健康保険証は

令和7年12月2日以降使用できなくなります

本年12月2日以降医療機関を受診する際には、**マイナ保険証**

または**資格確認書**が必要です。

既存の加入者でマイナ保険証をお持ちでない方には、11月中に健康保険組合が資格確認書を一括交付して事業所経由でお渡しいたします（本人の申請は必要ありません）。

また、マイナ保険証をお持ちの方であっても高齢者や障害者の方でマイナ保険証による受診が困難な方については被保険者の申請に基づき資格確認書を交付いたします。

# 健保だより

令和7年11月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1111号  
(令和7年11月10日発行)に掲載の  
「健保とあなた」と同じ内容です

## マイナ保険証の利用登録について

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください。

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



医療機関等に行く機会が少ない方は、マイナポータル(裏面参照)やセブン銀行のATMでの事前登録がおすすめです！

## マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



1

- スマートフォン
- マイナンバーカード
- 用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」をタップするとその場で登録完了できます！

### 【健保ホームページのご案内】

マイナ保険証についてご参照ください。

身体や心の相談ができる「ダイワボウ健康相談室」もご覧いただけます。

スマートフォンからも見やすくなっていますので、ぜひご活用ください。

健保HP スマホ用QRコード

